

〈談 話〉

介護認定給付業務の集約・民間企業委託は福祉先進都市を返上するもの 業務見直し提案は再検討を求める

京都市は2018年12月13日、「介護保険認定給付業務の見直しについて」（提案）を明らかにした。現在、全市で介護認定給付業務を担っている認定給付嘱託員・訪問調査嘱託員を廃止、130人をいっせいに雇止めし、業務の大部分を各区役所・支所から引きあげて集約化し、民間企業に委託するという。

要介護認定制度は介護サービスの対象者をふるい分け、区分支給限度額を設定することで現金給付の上限額を定め、保険給付への公費支出を抑制することを目的とした仕組みである。私たちは要介護認定について「専門職の判断よりも財政事情を優先させ得る仕組み」であることから廃止を提言している。しかし、だからこそ要介護認定にかかる業務は、地方公務員が担わねばならない。なぜなら、地方公務員は住民に対する人権保障の担い手だからである。私たちは地方自治体が、要介護認定制度の政策意図を乗り越えて、認定業務を通じ、必要なすべての人に必要なサービスを提供する責任を負うものと考えている。

私たち医師は、京都市から認定審査を委嘱され、審査会に出席し、要介護認定に関与する。審査会の場では、専門知識があり経験を積んだ京都市職員が、正確な資料を作成・提供し、的確な説明を行っている。こうした機能の後退を危惧する。

さらに決定的なことは、京都市が全数の1割とはいえ直接担ってきた認定調査業務さえ放棄を宣言したことである。

制度開始から今日まで、市職員の訪問調査を続けてきた初心とは一体何だったのか。

京都市は介護保険制度が施行された時代、他都市に比べサービス利用が伸びた。それが保険者としては財政難の要因だったとしても、地方自治体としては誇らしいことだった。京都市はかつて福祉先進都市だった。市職員が介護認定給付業務を担ってきたことは、その象徴である。今回の提案はそれを自ら返上するようなものである。

今、京都市は集約化に熱心である。あらゆる部門を集約化し、地域密着の視点を失ったとき、区役所は区役所ではなくなる。区役所が地域住民の生命と暮らしを守る砦であるには、地域の実情を専門職として把握し、仕事をする人材が必要である。その仕事が地方自治体と存在意義が異なる民間営利企業に託せるのだろうか。

そもそも今回の提案は、業務量増大が見込まれる中、「介護業界における担い手不足」があり、「資格を有する貴重な担い手を確保し続けることが困難」であることを、唯一の理由としている。担い手を確保できないから担い手のクビを切るという話は理解できない。さらに恐らく見込んでいであろう、集約化・アウトソーシングに伴う財政効果についての言及もなく、市民が議論するための論点が何1つ提示されていない。

よって、今回の提案は白紙撤回することを強く求めたい。

2019年1月23日

京都府保険医協会 副理事長 渡邊賢治